別表1(第3条関係)

援助費の種類	定義	交付額	交付時期
学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学	一の年度につき小学校	各学期末
	用品の購入費	11,520 円、中学校	
		22,510 円	
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の	一の年度につき小学	各学期末
	学年に在学する児童又は生徒が通	校、中学校 2,250 円	
	常必要とする通学用品の購入費		
校外活動費(宿	児童又は生徒が宿泊を伴わない校	一の年度につき小学校	各学期末
泊を伴わない	外活動に参加するために直接必要	1,580 円、中学校 2,290	
もの)	な交通費及び見学料	円	
校外活動費(宿	児童又は生徒が宿泊を伴う校外活	一の学年につき小学校	各学期末
泊を伴うもの)	動に参加するために直接必要な交	3,650 円を上限とする。	
	通費及び見学料(1 学年を通じて 1		
	回に限る。)		
新入学用品費	小学校又は中学校に入学する者が	一の年度につき小学校	3月
	通常必要とする学用品及び通学用	20,900 円、中学校	
	品の購入費 (3月認定に限る)	24,100 円	
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加す	経費の 10 分の 10 以内	第2学期末
	るために直接必要な交通費、宿泊	で、予算の範囲内で定	
	料、見学料等及び均一に負担すべき	める額	
	こととなるその他の経費(小学校又		
	は中学校を通じて1回に限る)		
学校給食費	学校給食法(昭和 29 年法律第 160	経費の全額	毎月
	号) 第6条第2項に規定する学校給		
	食費		
医療費	学校保健安全法施行令(昭和 33 年	経費の全額(社会保険	第 1 学期に医
	政令第 174 号) 第 8 条に定める疾病	料等に加入している場	療券を交付
	の治療に要する費用	合にあっては被保険者	
		としてその保険者から	
		給付を受ける額を控除	
		した額)	